

懲戒処分の公表

可茂消防事務組合

平成28年6月13日付けで地方公務員法第29条に規定する懲戒処分を行いましたので、可茂消防事務組合職員懲戒等取扱規程に基づき公表します。

関係者の皆様並びに住民の皆様に変なご迷惑とご心配をおかけいたしましたことを心よりお詫び申し上げます。

1 被処分者

中消防署川辺出張所 消防士長（31歳）男

- (1) 処分内容 : 戒告
- (2) 処分年月日 : 平成28年6月13日付
- (3) 事実の概要 : 運転免許の更新忘れによる免許失効で、平成28年3月15日から6月2日までの間、無免許状態のまま自家用車で26回通勤し、緊急出動24回、公務自動車一般走行11回の運転をしていたもの。（6月3日に本人からの申し出により発覚したもの。なお、運転免許は6月2日にうっかり失効の講習を受講し再取得済である。）

2 被処分者

中消防署川辺出張所長 消防司令長（59歳）

- (1) 処分内容 : 訓告
- (2) 処分年月日 : 平成28年6月13日付
- (3) 事実の概要 : 所属長並びに安全運転管理員として、所持免許の確認点検不十分と指導監督不適正

3 被処分者

消防本部次長兼中消防署長（当組合職員交通事故対策協議会会長）
消防監（59歳）

- (1) 処分内容 : 消防長注意
- (2) 処分年月日 : 平成28年6月13日付
- (3) 事実の概要 : 交通事故対策責任者として職員の指導監督不適正

4 被処分者

中消防署副署長 消防司令長（58歳）

- (1) 処分内容 : 消防長注意
- (2) 処分年月日 : 平成28年6月13日付
- (3) 事実の概要 : 中消防署管内の安全運転管理者として、職員の指導監督不適正

以上

懲戒処分について

今回、運転免許失効状態で緊急車両及び私用車の運転をした行為は、消防に対する信頼を失わせるものであり、管内住民の皆さまに深くお詫び申し上げます。

運転免許証の確認は毎月実施していますが、そうした中でこのような事態が発生したことを真摯に受け止め、チェック体制を見直すとともに、これまで以上に綱紀粛正及び服務規律の保持並びに交通法規遵守をして再発防止に全力で取り組んで参ります。

平成28年6月13日

可茂消防事務組合 消防長 八田善明